

派遣先所属 福島県生活環境部除染対策課
氏 名 佐々木 優斗 (ささき ゆうと)
派遣期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の除染対策課は除染等の措置を推進することを主な業務としています。

【業務背景】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって、放射性物質が環境中に放出されました。

「事故由来放射性物質による環境の汚染が、人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減すること」¹⁾を目的とし、国・福島県・福島県内市町村が連携し除染を実施しています。

「除染」とは、生活する空間で人が受ける放射線量を下げするために、放射性物質を含む土等を「取り除く（除去）」、放射性物質からの放射線を「遮る（遮へい）」、放射線量の高い場所から人を「遠ざける」ことを指します。



Fig. 1.1 除染の3つの方法²⁾

福島県内の除染は、国が実施主体として行う「除染特別地域」（事故当時避難指示が出された11市町村）と市町村が主体となって行う「汚染状況重点調査地域」（36市町村）に分かれています。どちらの場合も、除染により生じた除去土壌等は仮置場に一時保管され、大熊町・双葉町に建設中の中間貯蔵施設に国が輸送し、最終的には福島県外で最終処分されます。

国直轄除染は、平成29年3月末をもって完了、市町村除染も平成29年8月末時点で28市町村において面的除染が完了しており、残り8市町村においても平成29年度中に完了できる状況となりました。

除染作業は終わりの局面を迎えています。今後は除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送が本格化していきます。

また、住民の方の放射線に関する不安のケア（リスクコミュニケーション）も重要となります。

【担当業務】

(1) 除染実施状況調査

市町村除染地域では、市町村が住宅や農地等の除染を実施していますが、県管理の施設については県の担当部局が除染を行っています(県道は土木部、県立学校は教育庁等)。

この市町村除染と県有施設の除染の進捗状況について、平成24年4月から除染実施状況調査を実施し毎月結果を公表しています。私はこの調査のうち、市町村除染の進捗状況の取りまとめ作業を担当しています。また、単にデータを集計するだけでなく、その集計結果をもとに一日も早く全市町村が除染完了できるよう各種支援を行っています。

(2) 除染業務講習会

除染業務を進めるに当たっては、除染作業員の放射線被ばくの低減、作業服への付着などによる除染現場からの放射性物質の持ち出し防止が重要となります。このため「除染電離則」により作業方法や作業員に対する特別教育が定められています。

この特別教育に相当するものとして、福島県では「除染業務講習会」を無料で開催しています。

(3) 里山再生モデル事業

森林・林業の再生に向け、復興庁(福島県)・環境省・林野庁が既存事業を組み合わせた「里山再生モデル事業」を実施しています。平成29年10月末時点で10市町村10モデル地区が選定されており、その他の地区においても選定に向けた取組を進めています。



Fig. 1.2 里山再生モデル事業³⁾

【職場の状況】

今年度、除染対策課では3担当24名体制で業務に当たっています。このうち自治法派遣による他県からの派遣職員は私1人となっています。昨年度は5担当で派遣職員も3名体制でしたので、除染対策課としての業務も総括の段階にあることが伺えます。

職員の中には、関西出身の環境調査の専門家や民間企業を定年退職したのを機に四国から福島県に帰ってきた方など、県内外の優れた人材が集結しており、除染の次の段階である中間貯蔵施設への輸送や住民へのリスクコミュニケーションに向けた業務を進めています。

2 被災地の復旧・復興の状況

平成 29 年 3 月 31 日付で飯館村、川俣町、浪江町、同 4 月 1 日付で富岡町の避難指示が解除されました。また、空間線量率も旧避難指示区域、帰還困難区域を除く福島県内の多くのエリアで他県と同水準まで下がってきています。

震災から 6 年以上が経過し、福島市や郡山市等の町の中心部はほぼ原子

力災害の影響を感じさせない状況となっています。しかし、少し郊外に出ると住宅の庭先に保管された除去土壌バッグや高速道路脇の仮置場に積み上げられた除去土壌土のうが目に入ります。現在もこのことで福島県内外の方から不安の声が寄せられることがあります。心理的な面までを含めた復興のためには、一刻も早く除去土壌土のうを中間貯蔵施設へ輸送すること、放射線に関する知識についてのリスクコミュニケーションを着実に進めていくことが重要となっています。

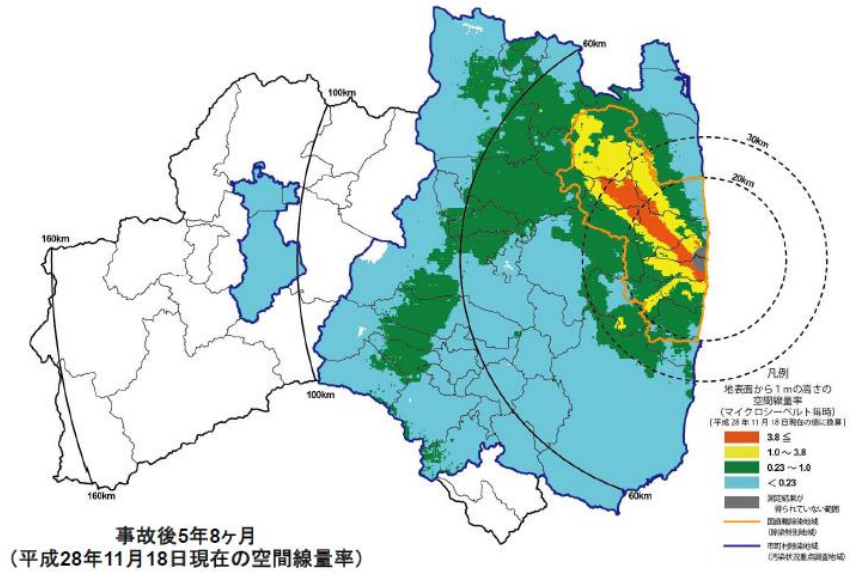


Fig. 2.1 福島県内の汚染の状況⁴⁾

3 被災地へ派遣となって感じたこと

福島県に派遣となって感じたことの一つに、情報発信の難しさがあります。10月20日から22日にかけて羽田空港で開催された「ふくしまフェスタ 2017」に参加した際には、一般の方に除染の状況に関心を持ってもらうことが簡単ではないことを実感しました。また、関心のある人であっても県外・東北地方以外の方には最新の情報が伝わっていないという状況に直面しました。いかんにして正確な情報を幅広く伝えるかは、自治体職員として常に考え続けなければならないと感じています。



Fig. 3.1 ふくしまフェスタ 2017 in 羽田空港
(右端が佐々木)

【出典】

- 1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 第1条
- 2) ふくしま復興ステーション-復興情報ポータルサイト- 「放射線と除染-除染について」
- 3) 復興庁「福島復興・再生に向けた取組状況」(平成29年1月28日)
- 4) 「福島県の除染対策について」(平成29年10月13日)